

長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画【概要版】

基本理念 ふれあい・学びあい・育ちあう 地域に開かれた共生型福祉施設

● 施設の構成（現段階想定）

	施設・機能	主な内容
基本施設	老人福祉センター 竹寿苑	<ul style="list-style-type: none"> 既存の老人福祉センターが有する機能に介護予防機能を付与し、新たな介護予防拠点として整備 相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、広間・図書コーナー、軽トレーニングルーム、その他必要諸室等を整備
	地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援またはグループホーム（重度心身障がいにも対応） 短期入所 日中活動（生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、自立訓練など多機能型での実施を検討） 24 時間対応の相談・緊急時対応
	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 乙訓圏域で生活している障がい児やその家族に対する支援（児童発達支援・放課後等デイサービス） 児童発達支援等の事業所や障がい児を受け入れている保育所・学校等への援助・助言（地域支援） 臨床心理士等の専門職による相談・検査 市の教育支援センターや支援学校の地域支援センターとの連携を考慮
付加機能	支援学校との連携機能	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労や、就労希望者の就労体験の場 地域住民との交流の場
	福祉人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携による福祉人材の確保や育成に向けた研修・実習の場の提供 市民を対象とした各種講座（ボランティア講座等）の開催
	地域共生機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民をはじめとする市民の全世代交流型スペースとして、高齢者や障がいのある人等だけでなく、子どもからお年寄りまで、いろいろな世代が集える場（カフェ・ギャラリー等） 乳幼児と保護者が憩う子育て支援の場（キッズスペース・サロン等） 農福連携の推進拠点 災害時の福祉避難所とするための防災備蓄倉庫等の設置 ニートや引きこもりなど、多様な福祉課題をもつ人に対しての就労支援の場

※ 本構想は、京都府立向日が丘支援学校の改築に合わせた福祉施設の一体的整備を前提としているため、内容については今後の京都府との協議により変更が有り得る。

● 長岡京市共生型福祉施設構想調査報告書（平成29年度）からの変更点

- ・ 児童発達支援センターの整備にあたっては、専門的な医師不足の現状を踏まえ、京都府南部地域の発達障がい児支援拠点である府立こども発達支援センターや医療機関等とのネットワーク構築を図ることとする。
- ・ 児童入所機能については、国・府の動向や、支援学校保護者へのアンケート結果を踏まえ、児童が長期間入所する施設の整備よりも、地域生活支援拠点として整備するグループホーム等において、障がい児・者を問わず緊急時、必要時に確実に短期入所施設を利用できるよう施設を整備することに重点を置くこととする。
- ・ 地域住民をはじめ、あらゆる世代に開かれた施設として親しみを持っていただけるよう、地域共生機能の充実を図る。

● 土地利用の検討

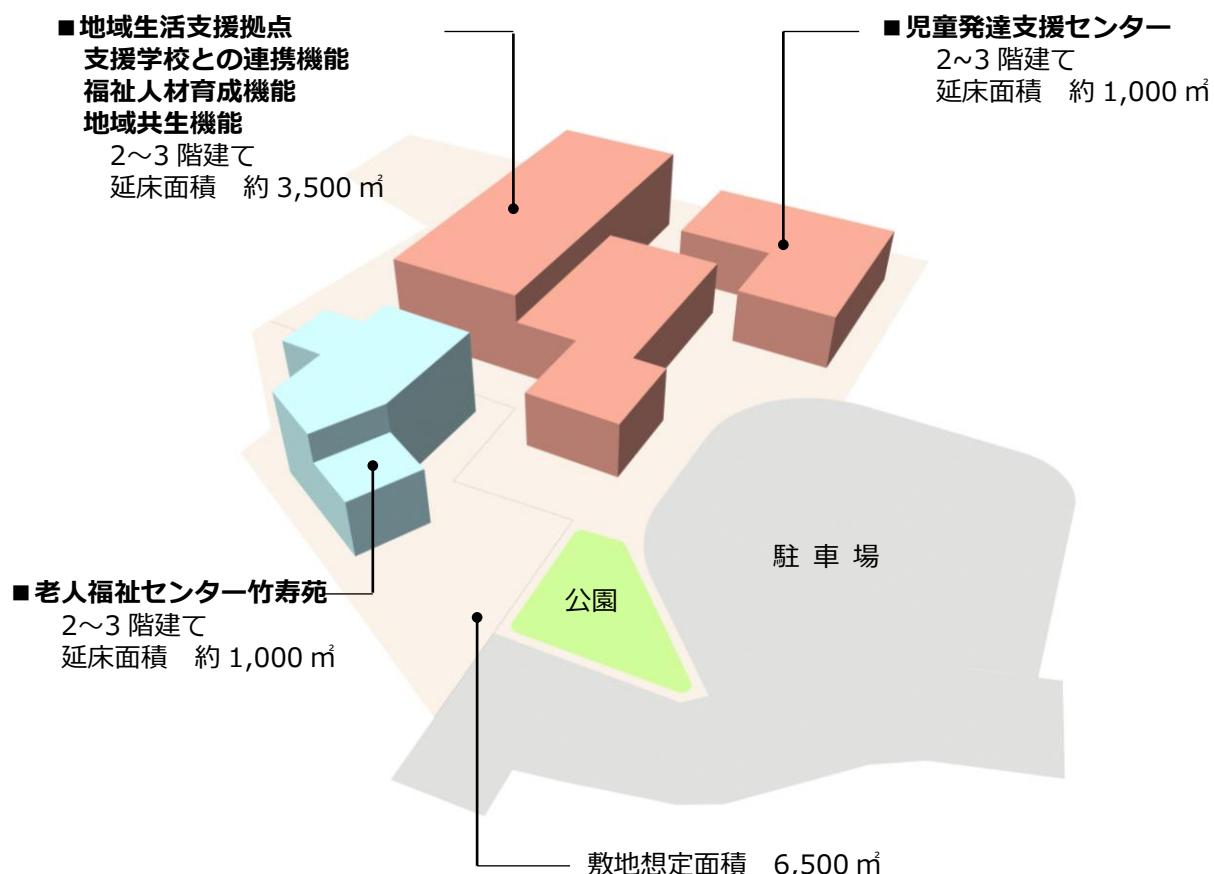


- ・ 共生型福祉施設と支援学校がともに府道大山崎大枝線に面し、東西に並立するような配置となることが望ましい。
- ・ 共生型福祉施設の配置にかかる詳細な検討は譲渡(提供)エリア確定後に行う。

《共生型福祉施設の想定規模概要》

	施設・機能	床面積
①	老人福祉センター竹寿苑	1,000 m ²
②	地域生活支援拠点	1,500 m ²
③	児童発達支援センター	1,000 m ²
④	付加機能（支援学校との連携機能・地域共生機能）	1,600 m ²
⑤	付加機能（福祉人材育成機能）	400 m ²
	計	5,500 m ²

《共生型福祉施設全体の機能配置》



● 概算事業費

項目	金額（千円）	備考
建築工事	老人福祉センター竹寿苑	380,000
	老人福祉センター竹寿苑以外	1,720,000
計	2,100,000	

※金額は諸経費込、税別

※府・市・民間の事業費負担の割合なども含め、詳細については今後の計画の進捗を踏まえて別途検討

※独立行政法人福祉医療機構が公表している「平成 29 年度 福祉・医療施設の建設費について」を参考に
平米単価を算出

● 事業化手法

- ・ 利用料が原則無料で事業収入の見込めない老人福祉センター竹寿苑のみ直営または指定管理による公共施設として整備する。
- ・ その他の施設については、経験豊かなノウハウの活用により、多様化するニーズに柔軟かつ迅速に対応することが期待できることに加え、施設整備に際して国や府の補助が受けられることにより市の財政面での負担軽減も図れることから、民間の社会福祉法人等による整備・運営を基本とする。
- ・ 事業敷地についてはすべて市が所有し、民間の社会福祉法人等による施設整備に係る土地は貸与を原則とする。
- ・ 今後、事業化に前向きな社会福祉法人等に対して意向聴取を行った上で事業者の募集要項を定め、企画提案による事業者選定を行う。

● 整備スケジュール

1年目

- ・ 共生型福祉施設用地に係る協議
- ・ 事業化手法と事業者選定に係る検討
- ・ 事業者意向の聴取
- ・ 地区計画の検討

2年目

- ・ 共生型福祉施設用地に係る協議
- ・ 地区計画の策定
- ・ 開発許可の取得と造成設計
- ・ 老人福祉センター竹寿苑改築基本計画

3年目

- ＜老人福祉センター竹寿苑＞
- ・ 造成工事
 - ・ 基本設計
 - ・ 実施設計
- ＜老人福祉センター竹寿苑以外＞
- ・ 事業者選定に係る仕様書等の調整
 - ・ 事業者選定

4年目

- ＜老人福祉センター竹寿苑＞
- ・ 実施設計
 - ・ 建築工事
- ＜老人福祉センター竹寿苑以外＞
- ・ 造成工事
 - ・ 基本設計

5年目

- ＜老人福祉センター竹寿苑＞
- ・ 建築工事
- ＜老人福祉センター竹寿苑以外＞
- ・ 実施設計

6年目

- ＜老人福祉センター竹寿苑＞
- ・ 竣工、供用開始
- ＜老人福祉センター竹寿苑以外＞
- ・ 建築工事

7年目

- ＜老人福祉センター竹寿苑以外＞
- ・ 建築工事

8年目

- ＜老人福祉センター竹寿苑以外＞
- ・ 竣工、供用開始

長岡京市共生型福祉施設整備事業提案競技募集要項の概要（案）

■貸付する土地の概要

(所在地) 京都府長岡京市井ノ内朝日寺 他 地内 (敷地面積 約 4,320 m²)

■施設に備える機能

(1) 必須機能

①全世代交流型スペース

- ・多様な世代が集えるスペースの設置
- ・障がい者の就労の場の設置（カフェや小規模な売店など）
- ・施設利用者や向日が丘支援学校の児童等の作品が展示できるスペースの設置等（ギャラリーなど）

②地域生活支援拠点機能

- ・障がい者（児）の24時間の相談対応
- ・重度の心身障がいにも対応できる共同生活援助（体験の機会・場の提供などを含む）
- ・短期入所（緊急時の受け入れ、宿泊体験の提供を含む）
- ・上記の業務等に加え、専門性（関係機関等との連携による人材育成のための場の提供等）、地域づくり（コーディネーターの配置等）を総合的に実施する機能

③児童発達支援センター（児童福祉法）

- ・障がい児やその家族に対する相談・支援
- ・障がい児が利用する施設への援助・助言
- ・地域の障がい児支援の中核機能
- ・主な実施事業

児童発達支援・放課後等デイサービス

指定障害児相談支援事業

保育所等訪問支援事業

診療ができる諸室を設けること（市と法人で調整）

④向日が丘支援学校との連携機能

- ・向日が丘支援学校で行う就労や生活に係る体験的学習との連携
- ・多様な交流機会の創出

(2) その他事業者提案による機能

- ・上記の【必須機能】に加え、本事業の趣旨に則った事業者提案による複数の機能
(提案例)

乳幼児と保護者が憩う子育て支援の場の提供（キッズスペース、サロンなど）

多様な福祉課題（引きこもり等）を持つ人に対する就労、集いの場の提供

その他、福祉の向上に寄与する機能など

■応募資格

- ・応募者は、法人格を有する者に限定（法人単独の応募又は複数の法人により構成されるグループによる共同応募）

■事業予定者の選定方法

- ・長岡京市で設置する選定委員会において、事業提案書等の内容を審査し事業予定者を選定

■施設整備・管理運営等

- ・土地は市が法人に貸付け、法人が施設整備及び運営を行う

■土地の貸付条件等

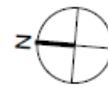
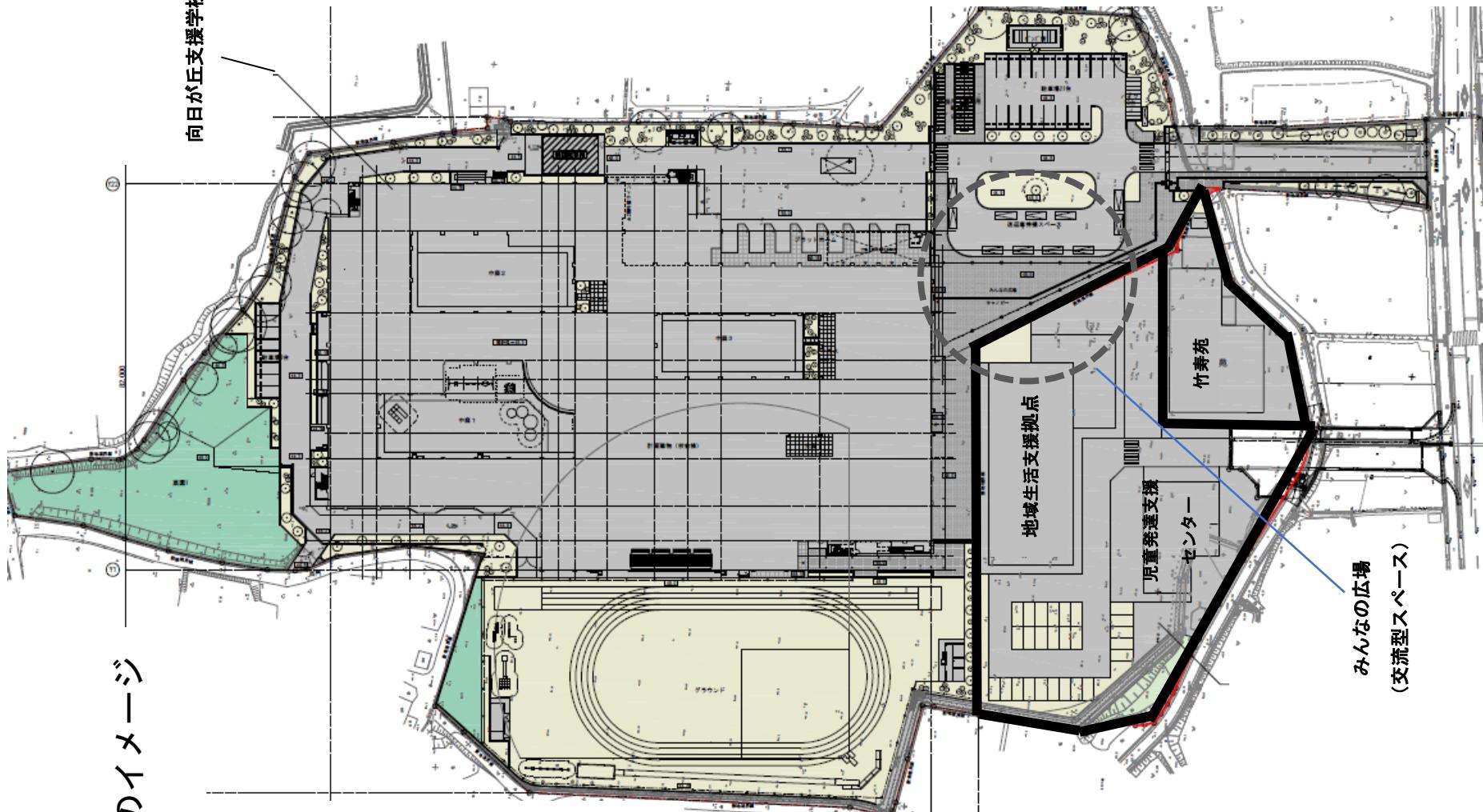
貸付期間は 30 年間とし、一定期間は無償貸付、一定期間は有償貸付（減免の適用あり）とする

■スケジュール（予定）

募集要項配布・応募書類受付	令和4年5月中旬～令和4年8月中旬
プレゼンテーションの実施／事業予定者の選定	令和4年8月下旬
土地使用貸借契約締結／施設建設工事着手／施設整備完了	令和6年9月～令和8年3月
供用開始	令和8月4月

施設設置配置のイメージ

向日が丘支援学校



長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画に係る障がい福祉サービスの参考資料

種類	サービス内容等
児童発達支援センター	<p>障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>【福祉型】</p> <p>(児童発達支援) 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</p> <p>(保育所等訪問支援) 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援等を行います。</p> <p>(計画相談支援) 障がい児福祉サービスを利用するすべての方を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに一定のサービス等の利用状況のモニタリングを行います。</p> <p>【医療型】</p> <p>(医療型児童発達支援) 上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。</p>
地域生活支援拠点	<p>地域生活支援拠点は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので</p> <p>(主な内容) <u>①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり</u></p> <p style="text-align: center;">・地域における生活の安心感を担保する機能を備える。 ・障がい者等の地域での生活を支援する。</p>
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。